

第三者に当たらない場合(第23条第4項)

①委託先への提供(第1号)

(例)○データの打ち込みなど、情報処理を委託するために個人情報を渡す場合

○百貨店が注文を受けた商品の配送のために、宅配業者に個人情報を渡す場合 など

(※)個人情報取扱事業者には、委託先に対する監督責任が課せられる。

②合併等に伴う提供(第2号)

(例)○合併・分社化により、新会社に顧客情報を渡す場合

○営業譲渡により、譲渡先企業に顧客情報を渡す場合

(※)譲渡後も、個人情報が譲渡される前の利用目的の範囲内で利用しなければならない。

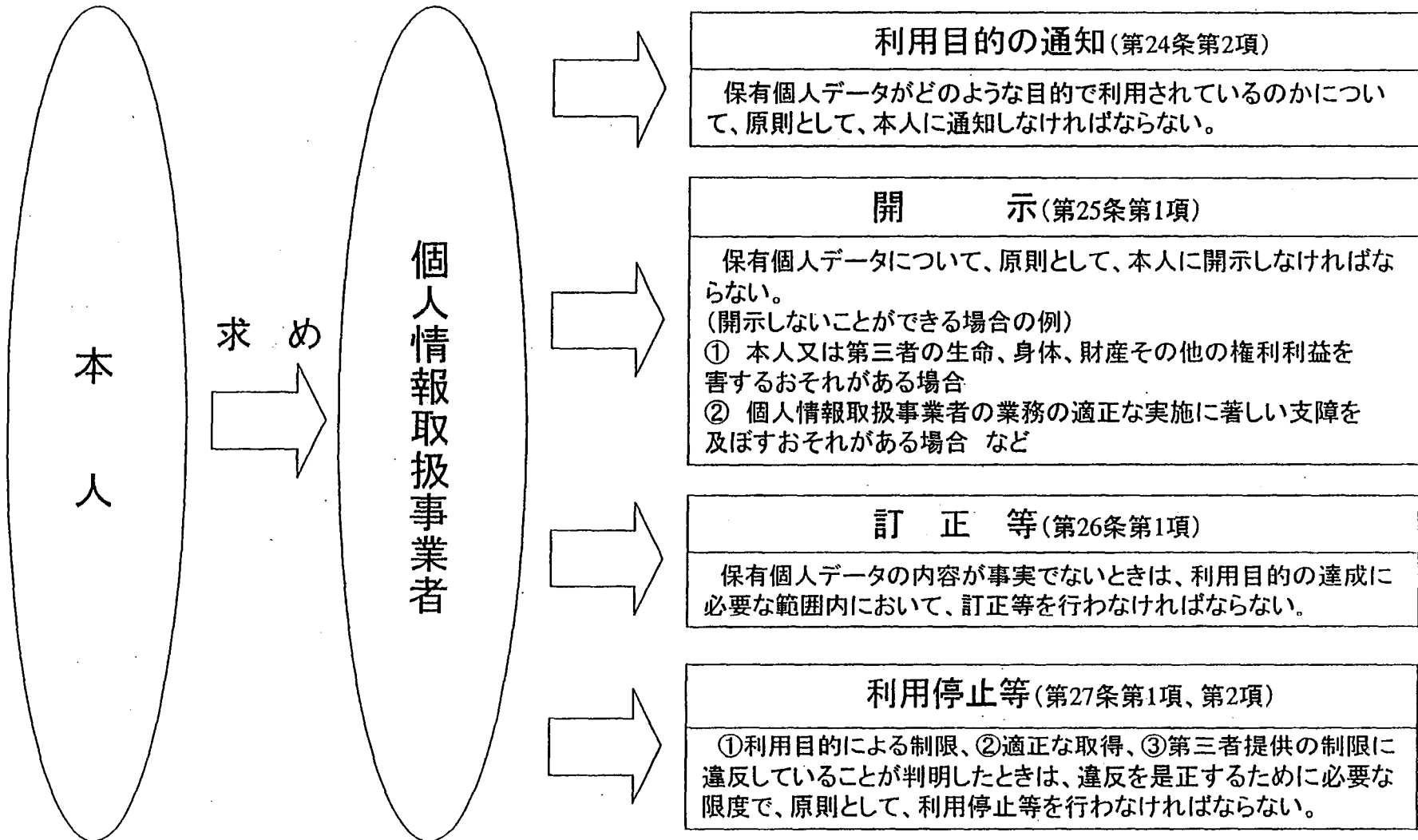
③グループによる共同利用(第3号)

(例)○金融機関の間で、延滞や貸倒等の情報を交換する場合

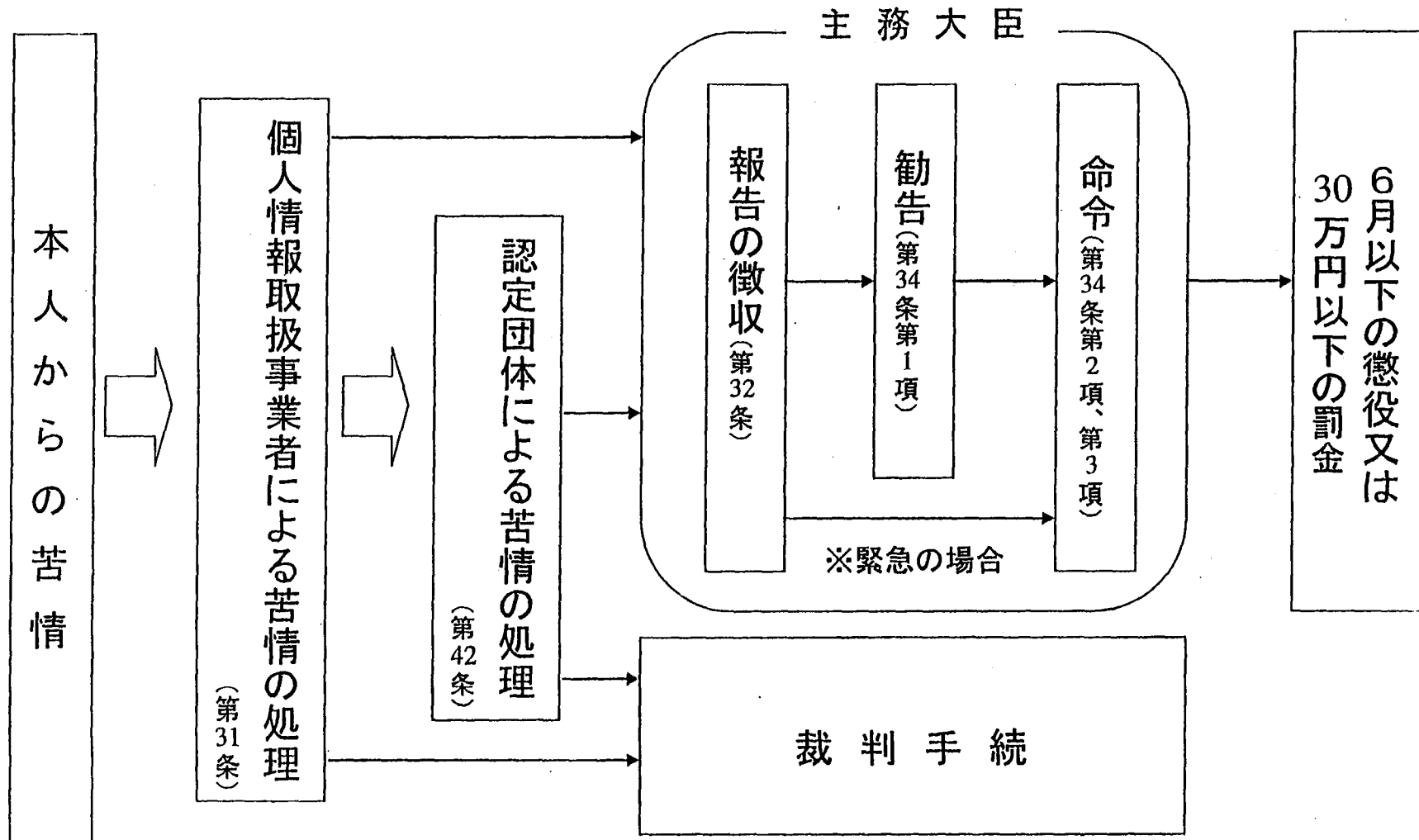
○観光・旅行業など、グループ企業で総合的なサービスを提供する場合

(※)共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

本人の関与の仕組み



実効性担保の仕組み



認定団体の仕組み

1 目的

個人情報の適正な取扱いの確保を目的とした民間団体による自主的な取組を支援すること。

2 認定の基準

- ① 業務を適正かつ確実にを行うに必要な業務の実施方法が定められていること。(第39条第1号)
- ② 業務を適正かつ確実にを行うに足る知識及び能力並びに経理的基礎を有すること。(第39条第2号)
- ③ 認定業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定業務が不公正になるおそれがないこと。(第39条第3号)

3 業務

- ① 業務の対象となる事業者の個人情報の取扱いに関する苦情の処理(第37条第1項第1号)
- ② 個人情報保護指針の作成・公表など、個人情報の適正な取扱いの確保に寄与する事項についての対象事業者に対する情報の提供(第37条第1項第2号)
- ③ その他対象事業者の個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な業務(第37条第1項第3号)

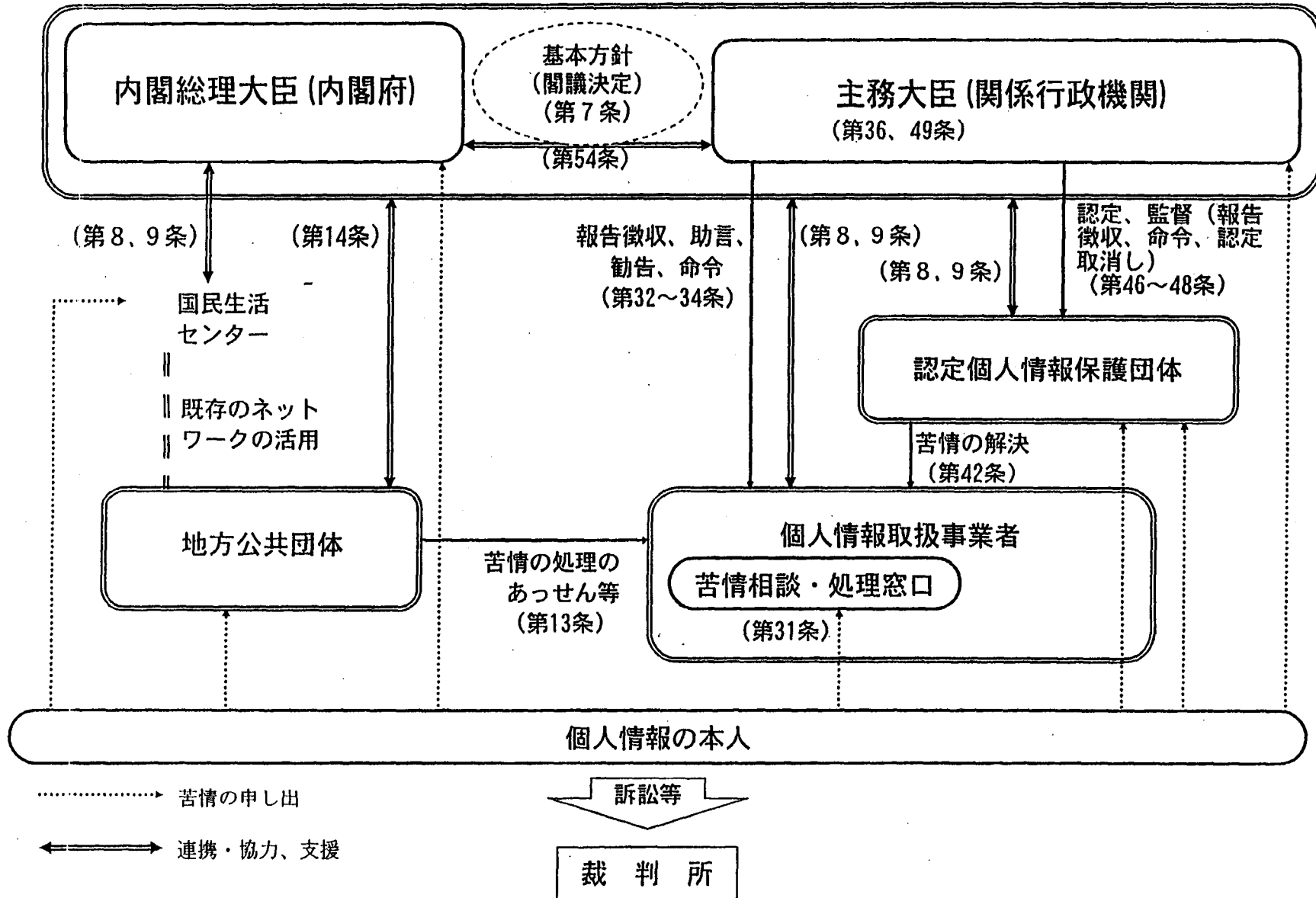
4 認定団体の信頼性の確保

- ・ 業務の実施に際して知り得た情報の目的外利用の禁止(第44条)
- ・ 名称の使用制限(第45条)
- ・ 主務大臣による報告の徴収、改善命令、認定の取消し(第46条～第48条)

5 認定の効果

- ・ 個人⇒一定レベルの公正かつ迅速な苦情処理が受けられる。
- ・ 個人情報取扱事業者⇒ 適正な事業者として国民から一定の信頼を得ることができる。

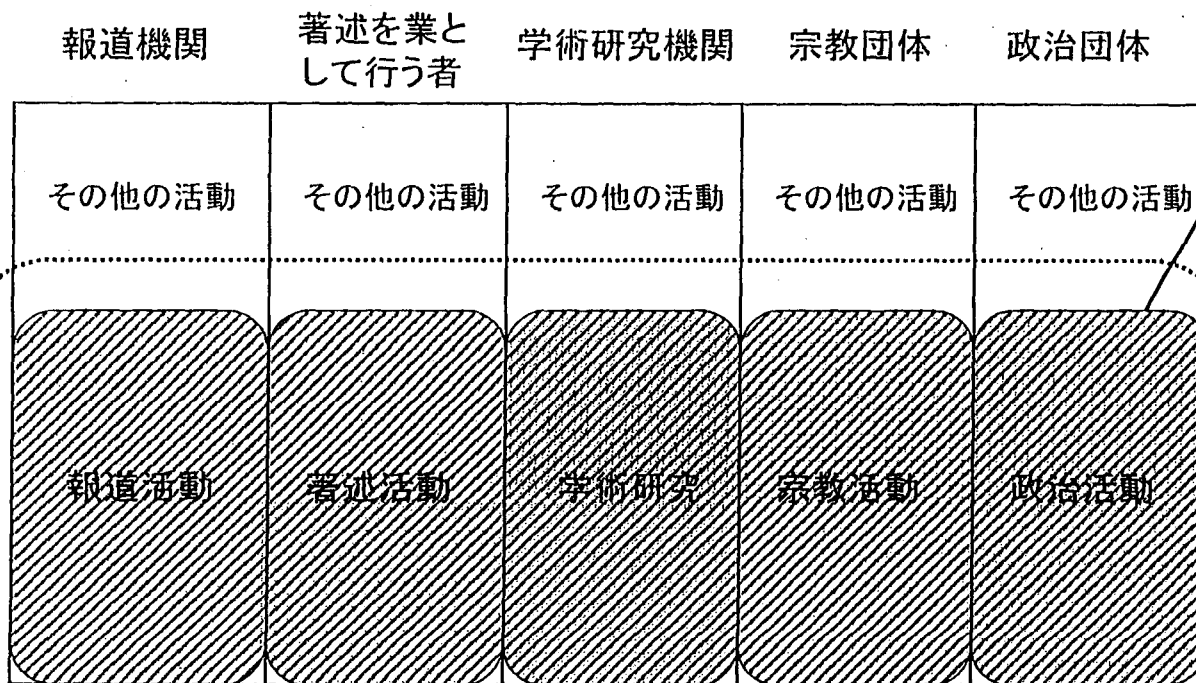
事業者と本人との間に生じた苦情の処理の流れ



適用除外の考え方について

個人情報取扱事業者の活動

(個人情報取扱事業者の義務等が適用される。)



(表現の自由、学問の自由、信教の自由、政治活動の自由に関わる活動 ※)

適用除外規定(第50条)

- ① 5つの主体の5分野の活動については、個人情報取扱事業者の義務等の規定の適用を除外(主務大臣の勧告・命令等も適用されない。)
- ② 個人情報保護のために必要な措置を自ら講じ、内容を公表する努力義務。

主務大臣の権限の制限(第35条)

- ① 主務大臣による勧告・命令等を行うにあたっては、憲法上保障された自由に関わる活動を妨げてはならない。
- ② 5つの主体の5分野の活動に対する情報提供行為については、主務大臣は権限を行使しない。(ただし、義務規定自体は適用される。)

※(例)①報道機関等が行う報道活動等に密接に関わる行為

②報道機関等以外の者が行う表現の自由等に関わる行為

③報道機関等が行う取材活動等と裏腹の、情報提供者側の情報提供行為